

駅型民間保育施設認証事業(2002.4.1実施)

事業の取り組み経緯

本事業は、保育に欠ける児童を民間保育施設において、安全かつ適切な方法で保育を実施し、その家庭を支援するとともに待機児の解消と保護者の利便性を図ることを目的に平成14年度から開始した。

当初は、駅を利用する通勤者で、0歳児・1歳児のみを対象としたが、待機児の解消と保護者の経済的負担軽減の趣旨から、平成15年度から保育園入所対象の全世帯に拡大するとともに、2歳児も対象に加えた。

事業内容

- 1 市は、指定する駅付近に設置している健全な保育を行う保育施設において、下記の要件を満たす施設を「駅型民間保育施設」として「認証」し、保育施設を利用する児童の保護者が市立保育園と同額の保育料で利用できるよう保育施設と委託契約を結び委託料を支払う。

委託料の算定は、国の保育単価基準の概ね70%程度を市独自の「保育単価」とし、保育単価は保育施設に対する保育料の保障額となる。

- 2 保護者は、市が定める所得階層別の保育料を保育施設に支払い、その額は市保育料の最高額を超えない。

市の保育料の最高額に満たない保育料の場合は、その差額を市から補助金として保育施設に支払う。

認証施設の要件

- | | |
|-------------|--|
| 1 施設の要件... | 民間の家庭保育室設置基準よりも若干厳しい市の基準を設け、審査の上で志木市独自の「認証」を行うもので、駅の改札から概ね300メートル以内及び志木駅に限っては、志木市商業地域内に施設があることとしている。
(駅 = 東武東上線志木駅・柳瀬川駅・北朝霞駅) |
| 2 保育の要件... | 保育所保育指針(厚生労働省児童家庭局通知)に沿い、施設や児童の状況に応じた保育目標、保育計画を定めた保育を行っていること。 |
| 3 給食の要件... | 施設において、市の定めた要件のもとに児童に対して給食を実施していること。 |
| 4 保険の要件... | 1人の事故につき2,000万円以上、1回の事故につき6,000万円以上の傷害賠償責任保険に加入すること。 |
| 5 保育者の要件... | 保育士、看護師、助産師の資格を有する者が4分の3以上であること。 |
| 6 定員の要件... | 保育者1人に対して0歳児3人、1歳児4.5人、2歳児6人以内とする。 |
| 7 保育の時間... | 祝祭日を除く、月曜から金曜日までは午前7時から午後7時まで、土曜日は午前7時から午後3時までとする。 |

利用対象者

- 1 市内に住所を有していること。
- 2 生後8か月以上3歳未満の児童
(3歳に達した児童にあってはその年度内)。
- 3 保護者は週4日以上、1日7時間以上就労していること。